

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル 幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714 649

FAX(03)3299915367

振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

祝七〇〇号 思想を欠くと透明人間になる

樋口 俊士……………2

労働法制はどのように

変えられようとしているか

日本労働弁護団……………3

―その内容と問題点(上)―

私たちの職場と組織化の課題

浅沼 与四郎……………6

外為法改正で生活はどうなる

編集部……………10

―日本版金融ビッグバンとは何か(二)―

小さな根拠地を無数につくる

労働運動研究班……………13

―九八春闘の教訓から―

自民党政府を支えているもの

上野 建一……………14

読者からのおたより……………16

旬刊 社会通信

NO. 700

一九九八年四月二一日号

一九九八年四月二一日発行
(毎月一日・二二日・三三回発行)

祝七〇〇号 思想を欠くと透明人間になる

『社会通信』がこの号で七百号になると聞き、思い浮かべられたことはやはり向坂逸郎先生のことだった。『社会通信』には直接関わりのない思い出話だが、毎月一回定例の国労資本論研究会の席だったと記憶する。長洲一二横浜国大教授（その後神奈川県知事）が「私のことを泥臭いといっている」という話が向坂先生自ら紹介された。長洲さんといえば、当時は井汲卓一、佐藤昇の諸氏とともに構造改革論の代表的論客だった。

泥臭いとは言い得て実的に確な評である。いわゆる「向坂理論」（そんなものはないと先生は言っているが）の真骨頂は、労働者階級というこの社会における歴史的大地に不拔の根を張ることをひたすら追求してきた思想である点にある。私はそう学んできた。三池闘争との緊密なつながりはあらためて取り上げるまでもなく、向坂先生は足繁く現地に出かけ、労働者の心の機微にいたるまで吸収した。向坂先生の頭脳と労働者の実践、いいかえると理論と現実の実践との間に思想という電流が交流していた。

私は性急な外部注入論や形式的組織運営論に傾きがちな「影響力」という言葉が好きではない。正確には「精神的影響力」なのである。向坂先生の思想は潜在している労働者の人間的な進取の精神に歴史的自覚を促した。私の拙い経験からも、先生の思想は薄っぺらな土壌ではあったが、確実に芽吹いた。労農派の伝統に立つマルクス主義の思想は本来が泥臭いのである。国労反合研の『理論と実践』創刊号（一九七六年一月）で、先生が合理化闘争におけるマルクス主義とブランキズムとの相違を説いた理由がここにある。

向坂逸郎のあとに向坂逸郎はいないなどとは思わない。歴史や文学はもちろんのこと、専門の経済学の分野でもはるかに精緻で、体系的、実証的な研究は数え切れない。しかしそのすぐれた研究者がいざ実践分野に踏み出すと、他愛もないもろさをさらけ出した。それは経済学の方法論に体现される思想の違いによる。理論と実践の思想でなければ心を刺激する電流は流れないのである。理論家は必ずしも思想家ではない。自他公認の理論家がいざ去就を問われる場面でいかに周章狼狽し、迷論を吐いたことか。理論が思想に昇華されていないからである。思想は理論と実践の一体的探究なくしてより高みに登ることはない。有名、無名は問われない。昨年末若くして逝ったNTTの迫川涉さんが病床で綴った文章は鮮烈である。田中正造は理論家の評価を与えられてはいないが、実践家としての稀有な迫力は現代人の心をとらえている。正造は大変な思想家であったと思うのである。先人の思想に学ぶといいながら、実際に活かせぬ人もいる。若い頃の『資本論』研究から一歩も出ないで可もなく、不可もない解釈はできても、情勢に適応した実践がからつきしだめな人もいる。何かが欠けている。理論の研鑽に怠惰であるせいばかりではない。理論と実践の統一という思想を欠いている。私たちはよくこんな文章にお目にかかる。

「この客観的条件の成熟に、主体的条件が大きく立ち遅れている。その責任の一端はわれわれにある」。ここには客観と主体の有機的関係が不問にされている。たとえば、総評・社会党の解体を主体がなだれ込んで見過ごしてしまったことが客観的条件の成熟を促進してきた事実が主体的に痛感されていない。責任の一端はわれれにありと言ったあなたが透明人間的存在になっていることが問題なのである。

（樋口 俊士）

労働法制はどのように変えられようとしているか

—その内容と問題点(上)—

労働時間と労働契約についての労基法改正法案が、今通常国会で審議されようとしている。中央職業安定審議会(Ⅱ中職審)では、派遣労働の全面自由化(Ⅱネガティブリスト化)の方向で審議が進み、労働者派遣法の改正案も今通常国会で上程される予定である。

これらの労働法制の改正は、例外なき規制緩和の一環として、多くの労働者や労働組合の反対を無視して強引に進められようとしている。これらの労働法制の改正によって、雇用の流動化・多様化、労働時間の弾力化が一層進み、労働者のさまざまな権利に影響を与えることは必至である。

多くの人々がこの法案のもつ問題点を知り、反対に立ち上ることを願うものである。

第一 今、労働時間の規制緩和は必要なのか

労働時間は、賃金と並ぶ最も重要な労働条件である。ILO第一号条約が八時間労働制を定めたのは、その証である。労働者のたたかひにより労働時間には規制が加えられ、労働時間は短縮されてきた。国際条約や国内法による労働時間規制があるのは、労使自治だけでは力関係で優位の立場にある使用者により常に延長される危険があるからである。

今、わが国の労働時間規制は、大幅に緩和されようとしている。しかし、ヨーロッパなどの先進諸国では、さまざまな労働時間規制が定着して、家族とともに人間らしい生活を保障する労働システムが確立している。

例えば、完全週休二日制、長期のバカンスの取得(二〇〜三〇日)、一日一〇時間・一週四八時間の実労働時間の上限規制、年間残業時間規制(一二〇〜一五〇時間。九五年ILO資料では七割強が一五〇時間以下、九割強が二〇〇時間以下)、閉店法と日曜営業法、勤務間隔時間の設定などの工夫された諸制度がある。さらに、週法定労働時間は三五時間に向かつて大きく前進し、年間実労働時間は一六〇〇〜一七〇〇時間台にある。

先進国では、土・日はキッチリ休み、バカンスをシッカリ取り、一日は八時間しか働かないで家族との生活をエンジョイするというのが、ごく普通の労働者の働き方なのである。アメリカにおいても、管理的雇用者などのエグゼンプト(労働時間規制適用除外者)であっても、八時間を超えて働くことはない(柴田智雄「よその土俵」—日米ビジネスカルチャー比較日記—参照)。

わが国の現行労基法には、先進国では当り前の労働時間規制がほとんど見られない。労働時間短縮についても、週四〇時間規制になったばかりで、週三五時間への動きはない。時間外労働についての三六協定は、私法的には規制の効果を持ちえず、時間外労働は青天井という実態にある。しかも、三六協定の締結率は、わずか二七・七%にすぎない(労働省平成九年実態調査)。わが国での労働時間規制が極めて緩い実態にあるにもかかわらず、さらに緩和する必要があるのか、まず問われなければならない。

第二 変形労働時間制

変形労働時間制とは、一定期間内の労働時間の平均が週法定労働時間を超えなければ、

一日・一週の法定労働時間を超過して労働させることができる制度である。その結果、一日・一週単位での労働時間のダブル・チェックの原則を排して、一定期間での総量規制のみを行うことになる。ヨーロッパでは、社会的・技術的理由によって長時間労働を避けることのできない職場を除き、週四〇時間から更に時短を進めるための制度として変形労働時間は導入されている（フランス・セガン法による一年変形制の規制枠組につき、日本労働研究機構「変容する労働時間制度」、同「労働時間制度の運用実態」、鴨田哲郎「今こそ労働時間法の抜本改正を」（労働一三〇〇号）、野田進「労働時間規制の年次化の行方」（同一三三九号）など参照）。

現行労基法では、変形期間が短い一ヶ月単位変形制と変形期間が長い一年単位変形制が認められている（一週間の非定期的変形制は今回の改正からは除かれている）。両者の基本的な違いは、おおむね次の通りである。

一ヶ月単位変形制は、変形期間が短い分、使用者にとって使い勝手が少し悪いが、就業規則で一方的に導入でき、所定労働時間や連続所定労働日の規制がない。他方、一年単位変形制は、変形期間が長く、三ヶ月の区分期間の制度もあって使用者にとって使い勝手は良いが、労使協定の締結が必要でその結果労働者の過半数代表の同意を得る必要がある、所定労働時間・連続所定労働日の上限規制があり、また、対象者は限定されている。

〔一年単位変形制〕

1 現行法の規制

イ、所定労働時間の上限規制 変形期間が三ヶ月以内の場合は、一日一〇時間、一週五二時間。変形期間が三ヶ月を超える場合は、一日九時間、一週四八時間。

ロ、区分期間による特定 変形期間を三ヶ月以上の期間に区分した場合、①全期間の所定労働日と所定休日、②第一区分期間の全労働日の始終業時刻、③第二区分期間以降の各区分期間の総所定労働時間、については当初に定めなければならない。

ハ、適用対象者は、変形期間の全期間の就労が予定されている労働者に限定される。途中での採用者、異動者や途中で退職が決まっている者には、適用できない。

2. 改正されようとしている内容

イ、変形期間の長さにかかわらず、一律、一日一〇時間、一週五二時間

ロ、区分期間を一ヶ月に短縮して、第二区分期間以降は、所定労働日の特定を要せず、労働日数と総所定労働時間だけ定めればよい。

ハ、適用対象者の限定はしない。但し、途中入職・退職者の平均実働時間が週四〇時間を超過していた場合は、超過時間に対し割増賃金を支払わねばならない。

3 今回の改正は使用者が使い易くなるだけ

(一) イによって所定労働時間が延び（これに加えて所定外労働＝残業も命じうる）、ロによって特定方法が一ヶ月単位となることによって、使用者は、より業務の都合に合わせた時間配分が可能となり、ハによって、当該職場の所属員全員を一律の制度で働かせることができる。労働者は、より長時間の密度の濃い所定労働を強いられ（残業ではないから就労義務がある）、向こう一ヶ月間の勤務予定しかわからず、その先いつが休日になるのか知らされず、予定は立てられないことになる。所定時間が長い繁忙期だけ働かされ（一時

的な応援という形もある)、閑散期の休日増や短時間勤務ではなくて企業の都合で変則的に長時間働かせてもよいという考えである。

なお、口については、平成九年度実態調査たよれば、三ヶ月の区分期間を利用して事業場はわずかに二・三%にすぎないのであり(九六・四%は全変形期間について予め特定している)、これを一ヶ月に短縮する必要性などない。

(2) これらに対して法案が示す規制の「強化」は、①所定労働日数の上限を定める、②連続労働日数を通常は六日とする(現行では一二日)、③所定外労働の基準時間を一般より低く設定する、というのである。

しかし、①は、企業を実効的に規制する数字が設定されているとはいえない(平成七年賃金労働時間等総合調査では、年間休日企業平均一〇一日、(内、週休八二・九日)、労働者平均一一一日(同九三・六日)である。また、平成九年度実態調査によれば、一年単位変形制採用事業場での年間休日は九七・六日である)。また、年間総所定労働時間の上限規制なり、短縮措置に一切触れていないのであるから、尻抜けにすぎない。

②は、現行よりは前進であるが、実態調査によれば、休日と休日の最長間隔は六・一日であつて、現状と変わらない。しかも、繁忙期には例外(一二日)が認められているのである。③は、第三で説明するように、基準時間自体が何ら私法上の効力を有しないのであるから、実効ある法的規制にはならない。

このように、労働者にはメリットがなく、使用者の使い勝手だけを配慮した「改悪」であり、このことは、労働省の調査がこれを裏付けている。

【一ヶ月単位変形制】

1 導入手続 現行では就業規則となつているが、法案では、労使協定又は就業規則によるとされている。

2 法案の不見識—労使協定と就業規則を並立させた「怪拳」 法定の最低労働条件を下回る基準を設定するのに、労使協定の手続が用いられてきた。いわば、労働時間の弾力化を進める際に、労働者側の「同意」を担保する手続として多用されてきた。他方、労使協定によらず、就業規則での一方的実施を認めたのは、労働者側の「同意」を手続的要件としなくても弊害は生じず、労働者保護に欠けることはないとの判断が前提にある。

導入手続を労使協定とするか就業規則とするかは、労働者保護の観点からは相対立するものであつて、理念として並立し得ないものである。九七年七月に労働省が示した「試案」では、並立ではなく、就業規則を排して労使協定によることが提案がされたのである。しかるに、「試案」に対する使用者からの反撃に屈し、まさに足して二で割る妥協を図ろうとする法案は、理論的整合性がない。

3 変形制は労働者の同意の下に 法定労働時間の弾力化として変形制を導入するには、本来、労働者の同意を要すべきであり、現行法の枠組みの中では、労使協定の締結を要件とすることは最低限の条件であつた。ことに、所定労働時間の上限などの内容的規制が一切ない現行の一ヶ月単位変形制の導入にあつては、なおさらのことである。

かかる指摘を受けて、労働省は、試案においては労使協定化を提案したのである。法案による一年単位変形制の「改悪」によつて、区分期間が一ヶ月に短縮されることとなる。

このことにより使用者にとって、一ヶ月の単位の見通しで、労働日・労働時間を配分（特定）するメリットは一年単位であれ一ヶ月単位であれほとんど変わらなくなった。一ヶ月単位変形制も、労使協定に一本化すべきなのである。（日本労働弁護団・つづく）

私たちの職場と組織化の課題

仲間がいるから働き続けることができる

いま、私たちをとりまく情勢を考えるとぞっとします。例えば私なんかも役員辞めちゃうと、強行的に管理職にさせられて飛ばされちゃうという具合です。それが目に見えていきますから、なるべく仲間は支えようということなんです。だから、もっと頑張れというものがあるわけですから、そういうのがあって頑張れる。職場のなかで頑張りつづける仲間の団結、闘いつづける仲間の団結は、簡単にはいきませんけれども、職場の要求を大事にするということなんです。これ当たり前のことですが不十分です。京成の場合は三回首切りをやらせて、当初六千人いたのが今四千四百人でしょう。だから一六〇〇人ぐらい減らされましたけど、首切りが終わる過程で労働協約まで手をだしてきました。これ具体的な話で、二年に一回改定するんですが一〇年前にこういう攻撃を食ったんです。

勤務が八時から当時一六時三〇分、夜勤が二時から五時だったんです。これは時間外なんですけど、三六協定で月最高六回まで協力するとなっていたんです。平均五回弱ですけど、だから週二回以上やらない。これ日本で一番良い労働条件だと思っんです。これ日勤はだれでもします。夜勤く分は一・二五なんです。一日の二割五分増しです。明るる日休めるんです。明るる日の日勤と夜勤分足すと二・二五でしょう。夜勤いて明るる日休んで賃金が保障されているんです。私鉄の中で、この条件が残されている所は少なく、ほとんどないですが先輩がこういうの残してくれたんです。

一・二五というのは、夜勤のわりに安く見えますけど、会社はこれを取ろうというのです。実際やっているのは、二時から仕事につきますが、朝五時になれば電車は走っていますから、遅くても三時半ごろには終わらさなければなりません。仕事が終われば帰ってもよいのですから二時から五時間三〇分しか実働がつきませんと会社の方は言うのです。さらに明るる日働いてもらいますと言う。普通どこでもそうなっているんです。

まるまる七時間労働したときに限って、休んでもよいがそのかわり、時間外は保障しませんといえます。いま、国労はどうなっていますか。実態はこうなっていたので、これを取りたいと言ってきた。これやっているのは、電気と保線が多いんですが、終電から始発までにやらないといけないことが一杯あるんです。この攻撃を掛けてきたときに、最初職場では愚痴とか文句ばかりでした。これをみんな許せないと言うわけだ。本当に許せないかと職場集会を何回も開きましたけども、本当に許せないとしたらみんなどうするかと聞いたんです。これ大事なところです。許せなかったらどうすればよいのかということとを皆の意見のなかから出す。普通だったら、ほくら組合の役員やっているものだから、こうしよう、ああしようと言いたくなっちゃうんだけど、皆の議論で方向を出すように持っていくんです。結論出してくれますよ。

皆で結論だしたのは何かというと徹夜Ⅱ時間外拒否です。これ時間外拒否するとうなるかという、うちの場合外注だけで仕事できないんです。必ず京成から立ち合の人が付いていないと仕事が出来ない規則になっています。だから、我々が徹夜を拒否すると電気・保線の保守も全然出来ません。そうすると会社が困るだろうという結論が職場討議のなかで出たんです。今まで徹夜をやっていたら七時間の時間外が付くわけですがやらないと収入が減っちゃう。例えば一万の人が五回やめると五万です。月五万の減収になっちゃう。それでよいかどうかを皆考えるんです。

そこで提案したのは、家庭に持ち帰って話してこよう、「家庭で母ちゃんが良いというのであればやろう」といって、それがまた一〇日ぐらいかかるわけだ。そうしたら、母ちゃんというのは旦那思いですね。明けて休んでいるのを今度は昼勤けというのですから「そんなことやったらお父さんの身体が持たない、闘え」と言うのです。そういう人ばかりではありません。徹夜拒否すると、俺は今高校生と大学生を持っている。今俺は一晚に二万円になる。どうしても三回ぐらいやらしてくれという。それでは拒否闘争にならず、会社に打撃を与えることにならない。そうした場合には、我々の要求は通らない。結局全員で入ったわけです。全員で徹夜拒否に入ったけど、こっそり管理職に回って俺にやらせろという人がいるんです。でも一人や二人では仕事というのは出来ないですね。ほくらもこれはいつまで続くのかと心配をしました。

時間外拒否で私たちは収入が減るだけだが、会社のほうが早く手を上げましたね。二週間の手を上げました。保守しないと線路は破壊されればなしですから、或いは電気だつてそうですね。これ本当に半年放っていたら大変です。向こうが先に手をあげて「棚上げ」と言った。棚上げだから又いつ出てくるか分からない。京成の好きな手法です。棚上げというのは。企業というのはどこもそうです。

ここで僕が大事にしたのは、要求をはっきりさせるといことです。不平不満と云うのは要求ですからね。要求をまずハッキリさせるということです。

昨日今日の分散会もそのぶつかりでしたね。要求を勝ち取るためにどうするか。不平不満・要求をハッキリさせるところでもやもやしたものがありましたけどね。意外とそうなんです、議論不足がそうなっているんです。要求をまずハッキリさせて、その解決のためにどうするかです。

もう一つ言っておきたいのは、僕たちという前に「俺のための運動」ということです。職場での議論が大事です。いろんな人がいます。さっき言ったように夜勤三回ぐらいやらないと食えないと言う人もいます。食えないというのは嘘だということです。職場で議論すると面白い。パン屋に言つてパンの耳を袋ごと買って来た人があるんです。それ見せられたら、その人何も言えなかった。「俺はこれ食つて生きていく」といってパンの耳を袋に入れて持ってきたんです。食えないというのは嘘だ、と言うように皆で議論するんだから。だから皆創意工夫するんだ。そこが「俺の運動」になっていくんです。

こういうことをつうじて、「抵抗して損はない」ということに確信を持ってくるんです。二〇年ぐらい前にあった安全闘争というのがあったんですが、橋から落っこちて脊髄折っちゃって、車椅子の生活を余儀なくされたんです。その人の家を全部直させて、これお金で解決するものじゃありませんけど、私鉄の社会保障の充実・値上げまでさせてそういう

闘いをしたわけです。「お前らはいふこというけど、やることやる。勉強してるみたいだけど俺も入れてくれないか」と、まなぶをおれにもくれといつて眼鏡をかけて読むんです。

そういうものです。職場の反合闘争というのは、共通の認識を作っていくんです。学習会に來いといつて学んでいる人もいるけど、職場闘争で目覚めて行く人が多いんです。比較の問題じゃないですけど、その意味では大事です。是非、職場の抱えている問題を大事にして、皆のものにしていく必要がある。

長期方針とそれを具体化する年間方針を立てよう

二つ目に、長期方針を持つということです。春闘は二十何連敗、いま日経連は、終身雇用の廃止・年功序列の廃止を掲げています。これすぐ、今年来年出来るものでないと思つていますが、必ず貫徹するんじゃないかと思ひます。五年十年かけてね。ぼくも運動やる場合に、そういう方針、年間方針というのは良く聞く、またよくみます。

「年間方針というのは何のためにあるのか」というと、でっかい方針があると思ひますけど、それがなかなか見えないんです。ぼくもやりだしたときにはいろいろ議論しましたが、「まず東武に追いつき追い越せ」だったです。「まなぶ」が京成に二〇部位しかなかったとき、東武には一五〇〇部ぐらい入っていました。そして、「三池のような労働組合にしたい」とこういう長期方針を掲げたわけです。「長期方針を掲げて、そういう方向に向かうには今年は何をやるのか」となつていく、それが大事です。

独占資本は長期方針を持っています。我々の長期方針ですが、「友の会運動を何のためにやっているか」「我々が働きつづけ生きつづけるために」「今の労働組合でよいのか」をふくめてこの長期方針を考えていかないと行けない。だから、自分の問題を労働組合のものにしていく、自分の要求を労働組合のものにしようということですが、これだつて大変なことです。そのために長期方針をぜひ作ってください。

もう一人の仲間を作るといつても大変です。すぐ仲間になる人というのは、すぐ辞めていくことが多い。個人方針でもそれぞれあると思う。だから、一人一人の方針、まなぶを取らして学習会に来るようになるのには、お金を使うし、一緒に行動したり・酒飲んだりするでしょう。そういうの借金までしてやることないけど、飲む金くらいは惜しまずにつかつたほうがよい。「オーム」でも仲間作りは、「カレーライス食いにいこう・ラーメン食いにいこう」から始まつている。彼らは一萬一千人を短期間に、良くあんなに仲間を集めた。今の新左翼どころじゃないでしょう。

我々が職場に行くというのは、仲間がいなければ働けられないという前提に立てば、職場に行くというのはもちろん仕事に行くんだけど、「仲間をつくるため」に行くんです。自分が一生働きつづけるために、職場に仲間をつくりにいくんです。そういう考えで、職場の話込みをしていく必要がある。

これ三池では共通の趣味から始まつて、サークルがいっぱいあつたでしょう。五十くらいのサークルがあつた。京成でも、サークルの果たした役割は大きい。そういう趣味を通じて仲間作りをする。だが趣味に埋没する人がいる。手段が目的になつちやつて。テニスをやって仲間を作るといつてたが、テニスにこつちやつて、全然活動やらなくなつちやつた人も中にはいますけどね。長期方針を作るといつてことです。

家族ぐるみは、話し合い、家事は自分のものとして

三つ目の家族ぐるみです。家族ぐるみは私は皆さんの前で言うのと笑われるかも知りませんけど、俺の場合は子供が大きいですけど、やっぱりいろいろ愚痴を言われます。良くこれほど言うなと思うぐらい言います。今までやって来たんだから黙認してきたんだから認めているんだらうと思う。「お金にならないことを良くやるなあ」とか、「会議は酒飲む手段か」と言うので、「そうだ」といつている。

いまだに「自動車の免許を取ってはいけない」と言われている。「飲酒運転で死んだらいけない」からというのは、「俺に長生きしてもらいたいなあ」と思っている。「いえば母子家庭じゃない」とか。こういうの夫婦の関係だとこれ駄目ね。駄目というより難しいね。お互いに変わるのが難しい。そこに仲間が入れば違ってくる。愚痴の言い合いが出る人がいれば違う。そういう場を作ったりしている。自分の職場の人を全部知らないと思嫌が悪い。欲張りなんだよ。俺の友達全部知らない気が済まない。

家事の事についてですけども、男が「手伝う」ということを言うでしょう。女性も「手伝え」と言うんじゃないですか。「手伝い」というのは間違いだと思う。私は、自炊やっていたから買い物などそういうのあまり苦にしない。おやじが自分の歯をみがくの「手伝う」というかということ。自分で背中を洗って「手伝う」というか。自分の布団しいた時自分は手伝ったというか。そんな馬鹿なことがあるか、自分の洗濯もそうだ。自分の食うもの作ったのを「手伝った」というか。

俺は近所の八百屋さんに買い物によく行く。「沼さんよく買い物するよね。これからかえって作るの?」と言うから、「そうだよ、自分で食うもの自分で作って悪いか」というと「そうか」となる。自分で食うもの作っても「手伝った」と言わないでしょう。これ言わせるのが悪いんだ。言わしてない? うちは仕事から帰ってくるのが夜九時になる。帰ってきてもぐったりしているから、帰ったときあったかいのを出してやると「凄くうれしい」という。そういう議論を家庭のなかでぜひやってください。

大衆運動を柱に、討論の場が大切

全国の仲間と共に、今まで言ってきたように、我々は階級闘争をやっていくんです。運動をやり続けられるのは、話し合える仲間がいたからであり、討論する場があったからだと言えます。仲間と討論することで「ほっとするばかりでなく、明日への活力」となる源です。

職場に五人組の「三十一班」をつくり、班での問題や組合運動の取り組みを話し合う、班長会議は月二回実施されています。大衆学習運動も、集まりやすく四地区で毎月一回ですが続けています。特にこの学習会は、班会議の充実をめざし、討論が活発になるように、班長強化を目的としています。

春闘期は総学習運動として、各班で二〇年以上前から「春闘ハンドブック」「青年共闘リーフ」を活用して、春休み学習が実践されています。この学習が基本となつて、職場で、資本の攻撃を見のがさないように努力し、闘いの基本となつていきます。「学習・反合・社会主義」の基調を職場に定着させる努力が、私たちの任務であると思います。

(浅沼 与四郎)

外為法改正で生活はどうなる

—日本版金融ビッグバンとは何か(二)—

日本経済は羅針盤なき状況にある。このような時、四月一日から「新外為法」が施行され、日本版金融ビッグバンはいよいよ本番を迎える。日本版金融ビッグバンとは何か、またそれによって私たちのくらしと経済はどうなるのか。

(編集部)

為替の自由化

問 日本版金融ビッグバンでこれから何がおこなわれようとしているのか。

答 細かいことを上げれば切りがない。最低必要限の知識として、(1) 四月一日から施行される「新外為法」、(2) 昨年六月に発表された金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会の「最終報告」、(3) 改正独占禁止法の目玉とされた持株会社解禁の三つを押さえる必要があると思う。

問 金融、外国為替は私たち庶民、労働者にはわからない。外国を旅する時、「今、一ドルいくらだっけ」という程度だ。まず、新外為法でこれまでとどこが違ってくるのか。

答 新外為法のポイントは三つです。第一に、内外資本取引の自由化で事前の許可・届け出制度の原則廃止。第二に、外国為替業務の完全自由化。これは、為銀制度、指定証券会社制度、両替商制度を廃止し、外為業務への自由な参入、退出の確保をめざす。第三に、事後報告制度の整備で、新しい外為制度の下でも、引き続き国際収支統計の作成、市場動向の的確な把握のため、内外資本取引等に関し効率的かつ実効性のある事後報告制度を整備する。

ようするに、これまで「大蔵省承認・両替商」「外国為替公認銀行」の看板が必要で、そこではか円を外国通貨に交換できませんでしたが、それが廃止され、だれでも両替を行うことができるようになる。外国に投資したい企業などは為替銀行をおさず、自由に資本移動がおこなえることになります。お金に国境がなくなるといわけだ。

問 企業は原材料をドルで買う、そのためには円をドルに交換する必要がある、同時に輸出した商品はドルで支払われるから、国内労働者への賃金支払いのためにドルを円に交換しなければならぬ。

答 それが外国為替取引の原点です。この取引を独占してきたのが大蔵省の許可をえた両替商、銀行です。ですから銀行に「大蔵省承認・両替商」の大きな札がかかげられてる。四月一日からその札も外される。

問 円とドルの交換には手数料がとられた。その手数料はどうなるのか。

答 だれもが両替商ができるようになるのだから、当然、手数料は低くなる。この点では競争原理が働く。さらに輸出会社なども外国為替部をつくり、そこで通貨の取引をおこなうだろうから、これまでに外国為替を一元的に独占してきた銀行の利益は減少することになる。企業はこれまでの手数料がいらなくなるわけですから。

問 それは企業にかんすることですね。私たち庶民の生活はどう変わるのか。

スーパーでもドルで買い物

答 いまや年間、約千七百万人の日本人が海外に渡航しますね。円をドルに換えれば世界中を旅できる。なにしろ、はじめて飛行機に乗った、旅したという若者の多くが海外旅行ですから。

問 私の回りにいる若者もほとんどそうだ。国内旅行は高いと、卒業旅行はヨーロッパ、彼氏がアメリカにいるからとアメリカへ。あるいは、香港はブランド商品が日本の半分だと東アジアへというように。

今年はじめてしたっけ、早稲田の探検部の学生がペルーで不幸な事件に会いました。犯人が軍隊だったことが、日本ではセンセーショナルな反響を呼びました。ほくがビックリしたのは、学生達が二千ドルもの現金をもって、ペルーを冒険したことだった。二千ドルは日本円で三十六万円くらい。日本人の感覚からは「用心のために」ということかもしれないが：

答 そうなんだ。ペルーの教員、公務員の給料が月額八千円、下級の兵士は五千円前後だ。したがって学生諸君がもっていたといわれる二千ドルは、彼らの五、六年分の年収にあたるんだ、日本の一人当たり平均賃金は四百万といわれている。だから三万ちかくもの大金をもって歩いてることになる。若者だけじゃなく、日本人は国際感覚を身に付けねば、こんな不幸な事件がさらに続くと思う。

話は代わるけど、あなたの机に一ドル紙幣眠ってない。

問 何ドルかあるはずですよ。両替したドルを一セント残らず使ってくるには、これまた努力が必要ですから。みんなそうなんじゃないんですか。

答 身近なことでは、四月一日以降、そのドル紙幣で買い物ができることになる。たとえばコンビニやスーパーでね。一ドル〓二八円ではなく、手数料はとられるだろうけど。

問 注目はまずそこというわけですね。

答 一度ためしてみられることをすすめたい。大蔵省銀行局が「外為法改正のわかりやすい具体例」という資料をまとめている。それをみればおぼろげながら、外為法改正が日常生活におよぼす具体的影響が想像できる。身近なところから例を上げると――

第一に、海外出張・旅行で持ち帰ったドルを個人間で自由に交換可能となる。第二に、ドルショップも開設できる。たとえば一ドルショップのデイスカウン店、一ドルコーヒージャウス、十ドルステキハウスやワン・ドリンク、五ドルバーというように。外国人旅行者のみならず、日本人もドルを使って買い物ができるようになる。

さらに、百貨店やスーパー、コンビニにイックスチェンジ（両替）コーナーをつくることも自由だから、ここでも外国人客、日本人客を問わずドルで買い物ができる。

問 これまで国内の通貨は円だけだったけれど、ドルも流通可能になるわけだ。日本にとってはじめての経験ということですね。

答 そうですよ。日本金融・経済史上画期的なことだ。だからそれだけ混乱も生じうると思う。あなたは海外の新聞を購読してますか。

問 ええ。取次書店に高い手数料と割高な交換レートで。

答 それも自由になります。というのは個人でもニューヨークの銀行の支店に預金口座を開設し、ドル預金や円預金を自由にもつことができますし、その口座を通じて個人が通信販売の代金を払ったりすることができるようになるからです。

問 ジャー、マルゼンはともかく小さな外国書籍取り次ぎ業者はたいへんだ。

外貨預金のセールス競争

答 日本の金利は年間〇・二%、諸外国は五〜六%だから、小金持ちたちには投資の幅がウンとひろがることになる。

第一に個人投資家をも対象とした外貨建て金融商品の開発、販売が可能となるし、第二に国内投資家が海外預金を通じて事前の届け出や許可なしに、ニューヨークやロンドンの証券会社や銀行から債権や株式を買うことができるようになる。

問 千二百兆円の個人資金がねらわれるというわけですか。

答 新聞に「海外に投資するとこれだけお得」、「外貨預金をしてみませんか」との宣伝がめつたやたらとふえてる。小金、大金持ちはいま投資先はないかとアセッてます。その心理を衝いた巧妙な宣伝です。

日本版金融ビッグバンで一番問題となるのが、これまではバクチ、投機性が高いと禁止されてきたデリバティブと称される金融商品が全面的に解禁されることなんだ。サッカークジも解禁というようにね。おそらく、かつての豊田通商のさぎ事件のように、退職金を老後の備えにしている年金生活者が狙われることになると思う。そのためには情報公開が必要なのだが、その体制はまだつくられていない。

証券・金融汚職をみればお分かりのように、証券会社だ銀行だ、ジェントルマンだといってきたが、その内実はゼニトルマンで、昔の株屋、高利貸しの体質はちっとも変わっていない。しかも、だれもが金融商品を売りつけることができるということになれば、さぎまがいの営業が続出するとみてた方がいい。こんなことだれも言う人いないけどね。

しかも、日本人は個人で海外取引する経験がまだありません。これは有名なアメリカの投資銀行のモルガン・スタンレーという会社が発行してる債権で、日本でいえば東京三菱、住友銀行に相当するから「絶対安全です」なんていわれると、コロリとまいっちゃうところもある。いずれにせよ要注意です。

貯蓄銀行から投資銀行へ

問 外為法施行で日本マネーが海外に流出するのでは、これによってさらに日本の金融危機は激化するとの見方が多いが。

答 これはだれにも分かりません。じつさいおこってみないことには。だけど次のことはいえると思う。第一に外国の投資銀行が千二百兆円の市場をめがけ襲いかかってくる。第二に日本は世界資本主義史上最底の低金利で資産運用に苦しんでいる。その金利差は低いところで三%、ふつうで五%、世界の投機グループには年間二〇〜三〇%の運用益を上げるところもめずらしくないから、傾向的に円からドルへと資金はシフトする。第三に円を外国銀行に預金することはドル買いとして作用するから、円安が進む。第四にこのことによつてドル高、円安が日本の貿易収支の黒字を拡大し、対アメリカ、対アジアとの経済摩擦が拡大するということです。

いずれにせよこれからお話しするさまざまな金融制度改革の中で、日本の銀行のイメージはすつかり変化します。日本の銀行はこれまでは貯蓄銀行でした。しかし、ビッグバン

で投資銀行の性格を強めざるをえません。それが世界の金融界の常識です。具体的には日本という証券会社のことをアメリカでは投資銀行、イギリスではマーチャントバンク、フランスでは事業銀行、ドイツではユニバーサルバンクと呼ばれている。

投機性がたいへん高くなり、これからは貧乏人の口座は歓迎されない時代に入っていくことだけはたしかです。(つづく)

小さな根拠地を無数につくる

— 九八春闘の教訓から —

九八春闘は史上最低となった。連合・笹森事務局長は「実質賃金を確保するまでにいたらなかった」といい、鷲尾会長は「不本意、不満足な結果」という。しかし、その言葉には悔しさがまったく感ぜられず、連合本部には閑古鳥が鳴いている。

かたや日経連は「関係労使が諸事情を考慮され真剣に検討のうえ示されたもの」、「景気低迷を余儀なくされ多くの企業で業績が落ち込むという状況下で判断されたもの」、「多くの企業が業績や生産性を基準に賃金を決定されたことを歓迎する」といい、春闘を「労使が(国のゆくえを考える)労使が話し合う『構造改革春闘』としてほしい」と進軍ラッパを吹き鳴らす。日経連には戦略「ブルーバードプラン」があり、その推進機関に①橋本行革会議、②財界行革五人委員会、③社会経済生産性本部、④政治改革推進協議会(民間政治臨調)がある。これに対し、連合には戦略はない。春闘を形骸化してきた組合の二代目、三代目が日経連の戦略に組み込まれ、労働組合の力の根源たる職場労働者に完全に背を向けているからである。

今、職場労働者・組合員はすさまじい搾取と抑圧の強まり、人間の全面的否定となる失業・首切りにもがき、ウメキ、苦しんでいる。春闘妥結集会にも生の声をぶつけられた。たとえば、①ストを背景にしない闘いはやめるべき、②個別交渉移行で春闘がみえなくなった、③要求額が低すぎる、④回答日に大衆行動をおこなえ、⑤物価上昇率にもおよばない賃上げでは家計はさらに火の車、というようである。

春闘再生は可能である。まず何よりも生活が労働者・組合員に、「生活防衛」を強制する。「生活防衛」は目下、消極性が社会を風靡している。しかし、やがて「大衆の反乱」となってあらわれることは必至である。そのために春闘を周年化するとの戦略で、①闘う意志表示(団結腕章・横断幕・ステッカー・駅頭ビラ配布等)で闘闘意欲を燃え上げさせること、②企業内・外との交流の活発化、③なんでも本音で話し合える職場づくり(仲間の集い、分会・支部会議の確立と定例化)、④機関紙、ニュースの発行と宣伝、⑤働く仲間の物の見方、考え方の学習と宣伝をおこなうことだ。

組合活動家、役員は年々高齢化している。そこにマンネリ、無気力が生まれる背景もある。ある哲学者は人間には二つのタイプがあるといい、第一は、自らに多くを求め、進んで困難と義務を負わんとする人びと、第二は風のまにまに漂う浮標のような人びとだといふ。私たちは「自らに多くを求め、進んで困難と義務を負わんと志したのではなかったか。小さな根拠地を無数につくる、その活動に全力を上げることが、春闘再生、労働運動復活への第一歩である。

(労働運動研究班)

自民党政府を支えているもの

地殻変動の日本社会

かつてない不況の長期化によって、不景気は一段と深化している。そのため社会の各所で「地殻変動」を引き起こしている。企業の倒産・リストラは多くの失業者を生み、いわゆる中産階層を解体し勤労者層に移行させている。一月の男性の失業者は過去最高の百四十八万人である。完全失業率は三・七％に上昇している。ここでの完全失業とは、一週間に一日でも働くと（パートなどで）この数字には入らないため、常識的という失業者の数は、四百万とも五百万ともいわれている。中学生の犯罪なども、社会の墮落の反映である。

「失業」について経営者・財界の首脳はどう考えているのか。近頃は反対陣営のはずの労働組合がやさしく弱くなっているのが経営者側は比較的本音で発言している。例えば日本経営者団体連盟（日経連）副会長の三好俊夫氏（松下電工会長）は、次のようにいっている。「失業率の上昇は景気低迷による一時的な現象ではないので止まらないと思う。来年の今ごろ、男性の失業率は四％を超えているだろう。全体でも四％前後と見ている。輸出型の製造業は為替相場の円高に対応するため、相当思い切った人員削減に踏み切ってきた。依然として社内に余剰人員を抱えてはいるものの、雇用調整は一応終わっている。」

「ところが内需依存型製造業や金融、建設などの業界では雇用調整は終わっていない。特に、建設業はバブル経済期に全国で積極的に雇用を拡大した後の処理が遅れている。金融業界の就業者は百四十万人、建設が六百七十万人といわれているが、かりに一〇％が職を失うと、失業率は四・七％となる。」

「日本経済は構造調整の過程にあるので、四％を超える失業率は恒久的なものだ。構造調整期には当たり前の現象と冷静に受け止めるべきで、あわてふためくことはない。」（日本経済新聞・三月二三日）

三好氏は松山経済専門学校教授から転身した関西財界の論客だそうだが、この発言は、大資本の雇われ経営者として資本に忠実な姿である。失業者の増大は当たり前のことだから冷静に受け止めろといっている。資本論のいう資本の冷酷さを現代において代表する人物といえそうだ。この資本の論理（新自由主義）によって自民党を中心に保守政治勢力は動いているのである。

三好氏のいうように、金融業と建設業に対して体制的合理化、首切り、ことに中小建設業の整理・倒産が始まっている。歴代の自民党政治は大土建業のためのいわゆる大公共事業を推進し、それによって大企業のための産業基盤の整備を行ってきた。今でいう公的資金をこのために湯水のごとく投入してきたのである。今財界と政府は、産業基盤の整備（工業の用地と用水の造成、高速道路網の整備、港湾、本四架橋、青函トンネル、東京湾横断道、新幹線網、地方空港の建設など）が一応終了したので、日本の多国籍企業への支援、強化、ビックバンへの財政的支援に総力をあげている。

しかし自民党は選挙に勝って内閣を維持していくためには、大土建業（同じく農協も）の物心両面の支援が必要である。そのために自民党政府は景気対策と称して、十兆円の規

模の大公共事業（総合経済策）の検討を開始している。これに対して巨大な多国籍企業団によって牛耳られている財界主流は反対である。三好氏は政府自民党の大公共事業での景気対策について「公共事業積み増しに力点が置かれているが、民間の活力で経済構造を変えようというときに、すぐ国頼みというのはおかしい」という。そのうえで三好氏は、新規の雇用は、①ビッグバン（金融大改革）、②電波の規制緩和で携帯電話産業はメーカーと販売店のセールスマンなど、③介護ビジネス産業、④職業安定所や人材銀行に替って、企業が『第二人事部』のような組織づくり、高齢者の労働市場をつくり出す、⑤地方分権により独自の雇用体制をつくる、などといったっている。

ビックバンでどうして新規雇用が生まれるのか、電波産業における競争の激化で勤労者にストレスや過労死が急増しているのをご存知ないようだ。彼等には職場の厳しい実態がわかるはずがないのである。反人道的資本の論理には、憲法をはじめ労働三権を盾に、働く者の団結でたたかうしかないのである。労組の御用組合化の中では自主的に労組の団結を固め、労組のないところでは何人かでも横断的組合づくりをはじめて、たたかうしか道はないのである。

参議院選挙と自民党

六月末公示の参議院選挙は、各党それぞれにとって今後五年から十年にわたる政治の方向に大きな影響をもつ政治決戦である。現在の政権党としての自民党にとっては、長期政権の基盤をつくれるかどうか、ということである。これだけ不況が続き、しかも今なお深化している現実では倒閣があつておかしくないのだが、野党が政権にすり寄り、反自民の政治闘争ができない。そのため自民党は中間選挙や補選で勝つていたのである。汚職も政・官・財全面にわたつて体制側の構造的腐敗のなから噴出している。本来ならば内閣の総辞職があつてしかるべきだが、一定の安定性を確保して自民党橋本内閣は進行している。そしてオール保守体制が維持されている日本政治の現状をどう見るべきなのか。自民党を支えているのは何かを、われわれの弱点を含めて検討しなければならぬと考える。

① 八〇年代の資本主義経済の好況に支えられて市場経済・新自由主義が世界的に大きく広がったこと。（社会主義圏を含めて）。

② ソ連・東欧社会主義の崩壊も影響して、新自由主義のイデオロギーが勤労者層まで広く浸透したこと。これにはマスコミの活躍が大きいし、ことにテレビの果たした役割は大である。

③ 労働者階級の護憲政治勢力と労働組合は、総評の解体・連合の成立と共に、急速に保守党寄りの労働組合が増加してゆき、労働者教育をサボつたことも大きい。たたかわない労働組合に組合員は寄りどころを失っている。

④ 保守分裂によって成立した細川内閣に旧社会党は入閣し、自らの方針・政策を捨て、改憲につながる「小選挙区制度」を認めた。参議院を含めた選挙法の改悪は少数党を完全に排除するものであること。今の選挙法は、政権党（自民党）や大政党に徹底的に有利であること。

⑤ 村山社会党内閣の転向は、革新・護憲勢力の不信を買い、勤労者層を政治的に分散させたこと。消費税（三％）の税制改悪には反対しながら、五％の税率引き上げには賛成

するという社民党の政治的墮落に一層政治不信が拡大し、無党派層をつくりあげている。たまたかう野党が極めて少数になったことも大きい。

自民党の一人勝ちの状況に反撃して、革新勢力を再建するには、共産党だけにまかせたのではなく、われわれの新社会党は参院選で自らの団結と正しい政策と活動力によって前進しなければならぬ。積極的に勇氣ある実践が求められている。(上野 建一)

◇ 読者からのおたより ◇

ありがたい情報誌 定期購読している印刷物でもっとも読みやすく、持ち歩きにも便利で適切に情報を知ることができ、ありがたい情報誌。ますますの発展を。(八王子・I)

編集部より 外には春一番が吹き荒れています。自然とともに社会にも早く「春」を迎えたい。いよいよこれからです。支配機構が揺れ動き始めましたから。

オリンピック大政翼賛 長野の友人からオリンピック反対のデモ行進を開催の日に断行した、との便りがあった。制私服の警官に包囲される中、百五十人余の市民が「自然と環境を破壊するな」、「ショービジネスはいらぬ」のシュプレヒコールをくり返したという。オリンピック大政翼賛会とでもいべき状況下での、したたかな行動に目頭が熱くなった。(沼津・T)

編集部より オリンピック前、久しぶりに長野へ。長野新幹線、そして巨大な設備。オリンピック後どう利用されるのでしょうか。

労働法制改悪は人間性の否定 総務省は、二月十七日完全失業率を発表しました。それによると完全失業率は、前月を〇・三ポイント上昇し、三・七%に達し、完全失業者は二百三十八万人に及んでいると言います。恐慌にも等しい未曾有の不景気で、企業は自らの生き残りのため、リストラと称し、労働者の「首切り」に奔走しています。労働法「改悪」の政府案の背後には、日経連の戦略指針「新時代の日本的経営」があります。裁量労働制の大幅拡大、変形労働時間制の要件緩和などがその最たるもので、労働者の権利と団結を阻害し、組合の存立基盤を脅かしています。私たちは、これら労働法「改悪」の真髄をしつかり学習し、地域労働運動の再構築に資したいと考えます。「今は春闘の季節」タイムリーな企画と考えています。(山形・I)

「通信」読んでます 「社会通信」見本を送って頂きお礼申し上げます。以前にも送って頂いた様に記憶しています。実は小生、三年ほど前より取扱者を通じ購読しています。毎号欠かさず楽しみ目を通しております。一層の充実を期待しています。(えひめ・T)

編集部より ご迷惑かけごめんなさい。少しでも読者をふやしたいと、宣伝誌を送らせていただいています。今後よろしく!

CCFごぼれ話 博多闘争団でつくっているクリーンセンター福岡(CCF)では、この度個人住宅の庭園工事をおこなったところ、発注者はもちろんのこと庭園を見た人から大変いい出来映えとの評判であった。庭園工事にあたった団員は大喜び。益々張り切って事業拡大と丁寧な仕事に励んでいる。(国労博多闘争団)

編集部より 事業拡大、順調なごようすに励まされています。

郵便番号七ケタ化に異議あり! 二月二日からの郵便番号七桁化について市民と労働者の立場から問題を出し合う目的で「郵便番号七桁化に異議あり!市民労働者集会」(主催・郵政全労協)が開かれた。集会では都内各郵便局から新型区分機による誤区分、遅配、郵便破損の実態の様子が報告され、市民からは利用者無視の郵政省の七桁化実施に対し怒りの発言も出され、今後共七桁化の問題点を明らかにし、郵政省を追求していくことを確認した。(四・二八ネット)より

四・一九団結まつりにご参加を 「九八春の団結まつり」(正式名称「国鉄闘争勝利!JRに不当労働行為責任あり! 東京地裁勝利判決を勝ち取る九八春の団結まつり」)を四月一九日十時から代々木公園B地区で開催します。スローガンは①勝ち取る! ②許さない 労働法制の全面改悪争の全面解決を、③つくりだそう 基地のない沖縄の未来を! ④許さない 労働法制の全面改悪を! ④根っ子はひとつ 闘いをひとつに、です。多くの皆さんの熱いご支援をよろしくお願いします。(国鉄闘争支援中央共闘会議・N)

編集部より 桜は散っているかも。しかし新緑の候。ぜひご参加を!